

### (3) 評価の手法の選定

本対象事業に係る評価の手法は、「北九州市環境影響評価技術マニュアル」(北九州市 平成11年)に掲げられた内容をもとに、現況調査及び予測の結果に基づき、以下に示す方法により実施した。

調査及び予測の結果を踏まえ、対象事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれのある影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適切になされていること。国、福岡県及び北九州市等が実施する環境の保全に関する施策によって、選定項目に係る環境要素に関して基準または目標が示されている場合には、その基準または目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られていること。

なお、評価の主な指標は、表4 - 5に示すとおりである。

表4 - 5 (1) 評価の主な指標

環境要素の区分		評価の主な指標
大気環境	大気 質	<p>環境基準が設定されている項目</p> <p>「大気汚染に係る環境基準」(昭和48年環境庁告示第25号)または「二酸化窒素に係る環境基準」(昭和53年環境庁告示第38号)</p> <p>環境基準が未設定の項目</p> <p>人の健康又は生活環境への影響等に関する既存の科学的知見(関係法令等の基準)のうちから適切なものを選択して評価基準を設定</p> <p>定性的な予測を行った項目</p> <p>排出負荷等が環境に与える影響が軽微であること。</p>
	騒音	<p>環境基準等に係る地域指定が行われている地域</p> <p>ア)環境騒音及び道路交通騒音</p> <p>「騒音に係る環境基準」(平成10年環境庁告示第64号)</p> <p>イ)工場・事業所騒音</p> <p>「騒音規制法に基づく地域の規制基準」(平成8年北九州市告示第7号)及び「北九州市公害防止条例に基づく規制基準」(平成8年北九州市告示第7号)</p> <p>ウ)建設作業騒音</p> <p>「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年厚生・建設省告示第1号)</p> <p>環境基準等に係る地域指定が行われていない地域</p> <p>将来の土地利用の動向を考慮し、環境基準等の当てはめを想定して行う。</p>

表 4 - 5 (2) 評価の主な指標

環境要素の区分		評価の主な指標
大気環境	振 動	<p>道路交通振動 「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)に定める 「道路交通振動の限度」 工場・事業所振動 「振動規制法に基づく特定工場等の規制基準」(平成8年北九州市告示第7号)及び「北九州市公害防止条例に基づく規制基準」(平成8年北九州市告示第7号) 建設作業振動 「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準」(昭和51年総理府令第58号)</p>
	悪 臭	「悪臭防止法」(平成11年法律第87号)に基づく規制基準
土壌環境	土 壌 土壌汚染	<p>「土壌汚染に係る環境基準について」(平成3年環境庁告示第46号) 「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年環告第68号)</p>
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	植 物 重要な種及び重要な群落	<p>「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年法律第75号) 「文化財保護法」(昭和25年法律第214号) 「福岡県の希少野生生物」(福岡県 平成13年) 陸上植物に係るその他の科学的知見</p>
	動 物 重要な種及び注目すべき生息地	<p>「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年法律第75号) 「文化財保護法」(昭和25年法律第214号) 「福岡県の希少野生生物」(福岡県 平成13年) 陸上動物に係るその他の科学的知見</p>
	生 態 系 地域を特徴づける生態系	<p>「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年法律第75号) 「文化財保護法」(昭和25年法律第214号) 「福岡県の希少野生生物」(福岡県 平成13年) 生態系に係るその他の科学的知見</p>
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景 観 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	<p>「北九州市都市景観条例」(昭和59年北九州市) 「北九州市臨海部工場・港湾施設等色彩基本計画(カラールネッサンス北九州)」(北九州市 平成7年)</p>
廃棄物等	産業廃棄物 残 土	<p>廃棄物の排出量が可能な限り低減されること。 廃棄物の処理・処分に当たって環境への二次影響を及ぼさないこと。 廃棄物の処理・処分により、現況の廃棄物の収集、処理・処分体制に支障を及ぼさないこと。 廃棄物の処理・処分に当たっては、福岡県が策定する「産業廃棄物処理計画」及び北九州市が策定する「一般廃棄物処理基本計画」等との整合が図られていること。</p>
温室効果ガス等	二酸化炭素	<p>二酸化炭素の排出量が可能な限り低減されること。 「地球温暖化対策推進に関する法律」(平成10年法律第117号)</p>